

基本仕様書

河川空間利活用社会実験業務委託

第1条 業務目的

本業務は、市民の河川に対する親しみや関心を高め、河川との良好な関係を築き、河川空間のオープン化制度等を活用した日常的な賑わいの創出や地域活性化へつなげていくために、河川沿川に広がる公園緑地や親水空間を活用する社会実験を実施することを目的とする。

第2条 業務概念

本業務を実施するにあたり、発注者の意図や目的を十分に理解し、適切な人員を配置して、最高の技術を発揮するとともに、正確かつ丁寧にこれを行わなければならない。また、工程表に基づき、遅滞なく着実に業務を遂行すること。

第3条 適用範囲

本基本仕様書は、河川空間利活用社会実験業務委託を受託した者が遵守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、千葉市予算会計規則、千葉市契約規則、その他関係法令によるものとする。なお、当該業務内容について疑義が生じた場合には速やかに監督職員と協議するものとする。

第4条 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年5月31日まで

第5条 履行場所

千葉市花見川区瑞穂1丁目3-1他

- 1 花見川
花見川千本桜緑地
 - 2 都川
本町公園
- ※別紙1「対象区域」のとおり

第6条 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

1 花見川社会実験

花見川千本桜緑地において、花見川沿川エリアにおける新たな水辺の拠点形成を目指し、令和6年度のワークショップ※¹を踏まえて設置したデッキを活用しながら、人々が集い、くつろぎ、滞在できる空間を創出する社会実験を実施する。

(1) トライアル・サウンディング※²の実施

発注者と協議し、実施期間や実施方法を整理のうえ、募集要項※³など資料の作成、手続き、広報宣伝、参加事業者の取りまとめを行い、トライアル・サウンディングを実施する。また、滞在空間創出のために必要な備品を適宜設置するとともに、参加事業者へのモニタリング調査や利用者へのアンケート調査等を実施し、結果の取りまとめ及びその後の実施時における結果の反映を行う。なお、トライアル・サウンディングは、本委託終了後、本市直営による運用も想定すること。

集客が見込める桜の季節（令和8年4月上旬）は、それまでトライアル・サウンディングに参加した事業者を取りまとめ、花見川千本桜緑地において本市が過去に開催したイベント※⁴と同程度の出店規模となるよう調整し、賑わいの創出の最大化を図ること。開催にあたっては、「2 都川社会実験、(3) イベントの開催」のイ〜コに留意すること。

(2) 地域住民や民間事業者へのヒアリング調査

トライアル・サウンディングへの協力や将来のプレイヤーの発掘につなげるため、発注者と連携し、地域住民や民間事業者へのヒアリング調査を行う。ヒアリングに必要な資料作成を行い、ヒアリング結果の取りまとめやトライアル・サウンディングへの反映を行う。

※ヒアリング方法や実施時期等は、発注者と協議のうえ決定するものとする。

(3) 交通量・滞在人口調査

花見川サイクリングコースのうち、花見川千本桜緑地に接する部分（瑞穂橋との交差点を含む）の交通量調査を実施するとともに、花見川千本桜緑地における滞在人口の調査を行う。

なお、具体的な調査日時、期間、観測地点は発注者との協議によるものとするが、四季ごとの日常（平日や休日）やトライアル・サウンディングの実施中に実施するものとする。

2 都川社会実験

本町公園において、既存の親水空間を活用し、人々が水辺に集い、地域に新たな賑わいや活力を創出する社会実験を実施する。

(1) 課題の整理

令和5年度実施「(仮称)千葉市の川・コンセプトブック作成業務委託」の成果(かわまち空間の基礎調査や課題整理、活用方策の検討等)や、本町公園において本市が過去に開催したイベント^{※5}の結果を踏まえ、地域のまちづくり団体等との意見交換を実施のうえ、課題の整理を行う。

(2) 事業案の提案

市民の河川に対する親しみや関心を高め、河川空間のオープン化制度等を活用した日常的な賑わいの創出や地域活性化へとつなげていくため、今後、数年先を見据えた事業提案を行う。

(3) イベントの開催

本町公園の親水空間を活用し、「(2) 事業案の提案」につながるよう、水辺のアクティビティやマルシェ等の賑わい創出のイベントを開催する。なお、イベント開催にあたっては、次のア～コに留意すること。

ア 親水護岸を活用した水辺のアクティビティの実施、飲食の提供など、賑わいを生むコンテンツの展開のほか、既存のイベント(千葉城さくらまつり等)や周辺の飲食店、商店街等との連携を図り、将来のプレイヤー発掘や最小の費用での最大の賑わい創出に資する工夫を行うこと。

イ 企画提案の内容に応じて、参加者の募集・申込受付を行い、参加者からの問い合わせに対応すること。なお、参加者からイベント保険料及び参加に係る受益者負担分として必要最低限の参加料を徴収することは妨げない。実際の金額設定や徴収方法については、発注者と協議のうえ決定すること。

ウ 企画提案の内容に応じて、会場設営図を作成し、設営図に基づく物品(テント、机、椅子、ゴミ箱、消火器、案内看板、その他必要な物品)の手配、運搬、設置、撤去を行うこと。

エ 企画提案の内容に応じて、人員配置計画を作成し、計画に基づき必要な人員を確保し、効果的かつ効率的な配置を行うこと。また、円滑な連絡体制構築のため、必要に応じて、主要人員に無線機を配備すること。

オ 企画提案の内容に応じて、警備計画(指揮系統図、警備員配置計画を含む)を作成し、計画に基づく警備業務を実施すること。

カ 事業者が持つノウハウ、ネットワークを最大限活用し、ホームページ、チラシ、ポスター、SNS等様々なメディアを用いた効果的かつ効率的な広報宣伝を行い、誘客を図ること。

キ イベント当日は、動画及び写真撮影を実施し、業務終了後に利用可能な形式で納品するものとする。

ク イベント時は、アンケートを実施し、結果を取りまとめること。

- ケ 天候リスクを最大限考慮した企画運営を行うと共に、災害発生等緊急時における危機管理や事故防止対策等の安全対策を徹底すること。
- コ その他、イベントの日時、規模、内容等の詳細は、協議によるものとする。

第7条 業務実施の条件

1 基本事項

- (1) 受注者は、この業務の全部を一括して再委託してはならない。
- (2) 実際に本業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）の安全衛生に関する管理については、受注者がその責任において関係法令等に従って適切に行うこと。
- (3) 受注者は、発注者との認識の共有を図るため、進捗状況や課題等に関する報告を定期的に行い、必要に応じて発注者の指示を仰ぐこととする。なお、打合せを実施した際は速やかに打合記録を作成し、発注者の確認を得ること。

2 作業計画書の提出

- (1) 契約締結後、受注者は以下の書類を提出し、速やかに受注者側の業務実施体制を明確にすること。また、業務従事者を選定するにあたり、本業務を円滑に遂行できる能力を有する人員を適切に配置すること。
 - ア スケジュール（契約締結日から成果物を提出するまでの工程表）
 - イ 総括責任者、実施責任者、業務担当者等の一覧表
 - ウ 外部協力者（下請業者等）がある場合は、その協力者の概要及び担当者一覧表
 - エ その他、発注者が必要に応じて指定する書類
- (2) (1) に定める書類の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、変更した作業計画書を提出し、発注者の承認を得ること。
- (3) 受注者は、契約締結後、速やかに発注者と協議を行い、業務内容について十分な理解を図ること。
- (4) 作業計画書は、書面で2部、電子データで1部提出すること。

第8条 保険の加入に関すること

- 1 労働災害保険、賠償責任保険、傷害保険、興行中止保険等、企画提案の内容に応じて、適切な保険に加入すること。
- 2 保険の加入に際し、加入時期及び補償内容をあらかじめ発注者に報告すること。

第9条 スケジュール

- 1 次の業務内容については、第4条によらず、令和8年3月20日までに完了させることとする。
 - (1) 「1 花見川社会実験（2）地域住民、民間事業者へのヒアリング調査」
 - (2) 「2 都川社会実験（1）課題の整理」
 - (3) 「2 都川社会実験（2）事業案の提案」
- 2 前項の業務内容については、委託契約約款第22条によらず、前項の完了期限にて検査を

実施し、合格した範囲に対して、部分払いをするものとする。

第10条 成果品の提出

1 提出する成果品は以下のとおりとする。

(1) 報告書

書面で1部、電子データで1部提出すること。

なお、イベントの動画や写真撮影データについては、ウェブ掲載やPC再生が可能なフォーマットで別途DVD-R等の媒体に格納し、1部提出すること。

(2) その他本業務で作成し、発注者が必要と認めたもの 一式

2 本業務で得られた成果品（各種データを含む）はすべて市の所有とし、市の許可なしに公表、貸与、使用をしてはならない。

第11条 検査

1 受注者は、業務完了時に発注者の検査を受けること。

2 検査においては、訂正を指示された箇所は直ちに訂正し再提出すること。なお、これに要する経費は受注者の負担とする。

第12条 イベント中止時の対応

1 災害発生時等やむを得ない事由によりイベントを中止する場合は、委託業務のうちすでに着手した分の金額について、発注者と協議のうえ金額を確定し、支払うものとする。

2 参加者へ参加料を返還する場合は、受注者の業務の範疇とする。

3 イベントツアー等を企画する場合で、申込者数が最少催行人数に達せず中止する場合は、中止に伴い新たに発生する経費は受注者の負担とする。なお、発注者と協議のうえ、委託料の範囲内で再度イベントツアー等を企画し実施することを妨げない。

4 飲食物の提供等イベント中止に伴い大幅なロスが想定される企画を行う場合は、受注者と仕入先等との間で最大限のリスク分担を図ること。

第13条 受注者及び業務従事者の責務

1 受注者及び業務従事者は、本業務で知り得た個人情報や発注者の事務に関する機密事項等をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務が終了した後も同様とする。

2 受注者は、本業務の実施にあたって入手した発注者の著作物を発注者の承認なしに本業務以外の目的に使用してはならない。

【注釈】

- ※1 花見川千本桜緑地をみんなで「考え」・「活用」するワークショップ
HP : <https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/documents/ws-result.pdf>
- ※2 トライアル・サウンディングとは、行政が活用したい公共施設について、優れたノウハウ・アイデアを持つ民間事業者等に暫定利用してもらう仕組みのことです。市は公共施設の市場性を把握することができ、活用の方向性が検討しやすくなる一方で、民間事業者等はニーズや収益性、使い勝手の検証を踏まえて事業性を確認することができる社会実験です。
- ※3 花見川千本桜緑地におけるトライアル・サウンディング募集要項（案）
発注者と協議の上、別紙2「花見川千本桜緑地におけるトライアル・サウンディング募集要項（案）」を参考に募集要項を作成すること。
- ※4 花見川千本桜緑地において本市が過去に開催したイベント
 - (1) ちばかわまつり2025「花見川」
HP : <https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/chibakawamaturi2025hanamigawa.html>
 - (2) ちばかわまつり「花見川」×千葉県誕生150周年記念事業
HP : <https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/umisato-terrace.html>
- ※5 本町公園において本市が過去に開催したイベント
ちばかわまつり2025「都川」
HP : <https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/chibakawamaturi2025miyakogawa.html>

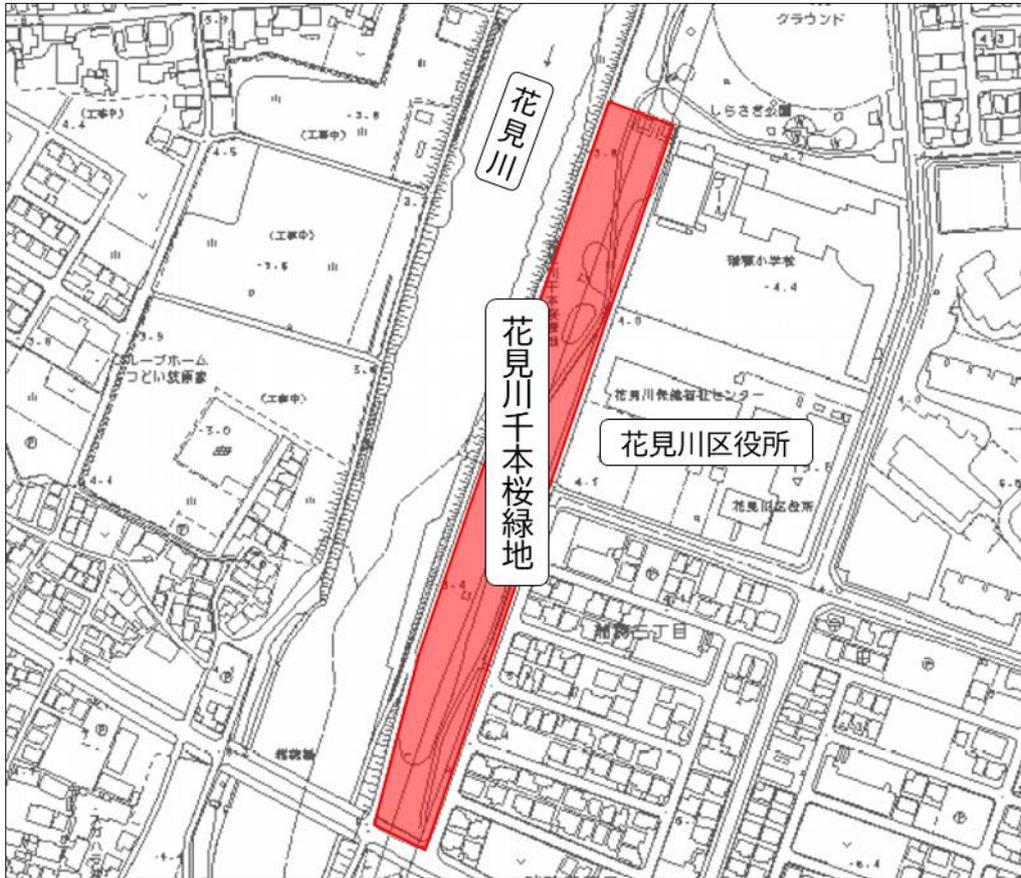
【参考】

- 1. ちば・まち・ビジョン（都市計画マスタープラン）
 - (1) 第6章 都市を構成する要所 第2節 各エリアの方向性 1 都川沿川エリア・2 花見川沿川エリア
HP : https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/documents/chiba-machi-vision_6_230929.pdf

「対象区域」

1 花見川

花見川千本桜緑地（花見川区瑞穂1丁目3-1他）



2 都川

本町公園（中央区本町3丁目5）

